

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 16日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都武蔵野市中町1-15-5
三鷹Renolikeビル4F

氏 名 株式会社スウェーデンハウス 東京支店
支配人 横川 英樹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0422-60-6622

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社スウェーデンハウス 東京支店
事業場の所在地	東京都武蔵野市中町1-15-5 三鷹Renolikeビル4F
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	建物（付帯・別途工事含む） 売上高 61億8千万円
③従業員数	87名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→中間処理業者→再生砕石 ガラス陶磁器くず→中間処理業者→路盤材 廃プラスチック→中間処理業者→再生プラスチック原料・固形燃料 金属くず→中間処理業者→製鉄原料 木くず→中間処理業者→発電燃料・製紙原料 紙くず→中間処理業者→段ボール原料・発電燃料 石膏ボード→中間処理業者→再生石膏ボード 建設混合廃棄物→中間処理業者→焼却 繊維くず→中間処理業者→焼却 石綿含有産業廃棄物→収集運搬→埋立

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
排出量	181.91 t	1,022.04 t

(これまでに実施した取組)

- ・ 構造材（床、壁、小屋組）のプレカット・パネル化（木くず）
- ・ 設備材（給水管、電気配線）のキット化（廃プラ 金属くず）
- ・ 外装プレカット化（ガラス・陶器くず）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
排出量	163.72 t	919.84 t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 上記取組み内容の継続とプレカット採用物件の増加

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

がれき類（コンクリート・アスコンガラ他）、ガラス陶器くず、金属くず、廃プラスチック、木くず、段ボール、石膏ボードに分別排出する。産廃の保管場所を設置する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

分別品目は、現状通り。産廃保管場所に、分別表を掲示し、徹底した分別を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
排 出 量	49.27 t	162.61 t	569.80 t	1,239.80 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
排 出 量	44.34 t	146.35 t	512.82 t	1,115.82 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
排 出 量	227.62 t	141.28 t	3.42 t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
排 出 量	204.86 t	127.15 t	3.08 t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	181.91 t	1,022.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	133.68 t	296.20 t
	再生利用業者への処理委託量	33.57 t	97.48 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	84.89 t	197.76 t
(これまでに実施した取組)			

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
全処理委託量	49.27 t	162.61 t	569.80 t	1,239.80 t
優良認定処理業者 への処理委託量	25.31 t	162.52 t	202.92 t	6.81 t
再生利用業者への 処理委託量	25.11 t	114.51 t	165.81 t	6.81 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	45.19 t	3.78 t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
全処理委託量	227.62 t	141.28 t	3.42 t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	37.74 t	61.13 t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	36.36 t	20.17 t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.06 t	38.80 t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	163.72 t	919.84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	120.31 t	266.58 t
	再生利用業者への処理委託量	30.21 t	87.73 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	76.40 t	177.98 t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片
全処理委託量	44.34 t	146.35 t	512.82 t	1,115.82 t
優良認定処理業者への処理委託量	22.78 t	146.27 t	182.63 t	6.13 t
再生利用業者への処理委託量	22.60 t	103.06 t	149.23 t	6.13 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	40.67 t	3.40 t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	建設混合廃棄物	繊維くず	
全処理委託量	204.86 t	127.15 t	3.08 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	33.97 t	55.02 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	32.72 t	18.15 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.05 t	34.92 t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

◆各支社・支店

□支社長・支店長（統括責任者）

業務内容	内容詳細
責任者の任命	所轄部署の所属員から責任者を決めて業務の一部を実施させる事が可能
適正処理の評価・記録	所轄部署の巡視及び担当者からの報告を受け、産業廃棄物処理が適正に行われているかを評価・記録する。 評価・記録する項目は以下の通り。 (1)社員教育に関する事項 (2)委託契約に関する事項 (3)管理票に関する事項 (4)特別管理産業廃棄物管理責任者の専任に関する事項 (5)多量排出事業者の報告に関する事項
社員教育	排出手順に関する社員（建設現場に従事する協力会社社員を含む）への教育
委託契約	・産業廃棄物処理の委託契約の締結 ・委託契約に伴う相手方業者（収集運搬・処理）の許可状況の確認 ・産業廃棄物委託業者リストの作成並びに社員への配布
管理票の管理	担当者を含め管理票の交付並びに回収・保管に関する業務を行わせる。
特管産業管理責任者の専任	特別管理産業廃棄物に関して有資格者の中から責任者を選任し業務にあたらせる。
多量排出事業者の報告	多量排出事業者にあたる統括責任者は所轄の行政機関へ計画並びに実施状況の報告を行う。
管理票交付状況の報告	毎年6月30日までに前年4月1日～3月31日迄の管理票の交付状況に関する報告書作成し提出を行う。
拠点産業委員の指名	拠点産業廃棄物処理委員会の開催にあたり、委員を指名する。
拠点産業委員会開催	各拠点に於いて3カ月毎に産業廃棄物処理委員会を開催して規定事項の確認を行い、それに関する議事録を作成し工事部長へ提出報告を行う。

□産業廃棄物適正処理 業務責任者

業務内容	内容詳細
統括責任者業務の一部実施	統括責任者の指名を受け、統括責任者業務の一部を実施する。

□拠点産業廃棄物処理委員会 委員

業務内容	内容詳細
拠点産業委員会への参加	3カ月毎に開催される拠点産業廃棄物処理委員会へ参加し、以下の規定事項の確認を行なう。 ・規定事項 1) 廃棄物処理規定の運用状況（管理票交付状況の確認を含む） 2) 産業廃棄物委託業者リストの内容と許可証 3) 管理票交付等状況の報告書提出日又は報告書提出予定日 4) 産業廃棄物排出事業者の処理状況（書類や処理施設視察により定期確認）

□拠点 社員

業務内容	内容詳細
適正処理の遂行	社員（建設現場に従事する協力会社社員を含む）は、統括責任者の指示に従い、産業廃棄物処理に関して、適正な処理に努める。

◆本社

□工事部長

業務内容	内容詳細
本社産業委員の指名	本社産業廃棄物処理委員会の開催にあたり、委員を指名する。
本社産業委員会の開催	当該年度の終了後速やかに本社産業廃棄物処理委員会を開催する。

□本社産業廃棄物処理委員会 委員

業務内容	内容詳細
全社産業委員会への参加	毎年開催される産業廃棄物処理委員会へ参加し、拠点産業委員会の議事録による報告を受けて全社的な運用状況の確認を行う。

<第2面別紙>

添付資料

管理体制図

